

いちらん
グループホーム一覧

| No. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 対象者 | 運営法人 | | |
|-----|---------------------|----------|--------------|--------------|-----|--------------------------|-----|-----------------|
| 66 | 青葉マナ | 青葉区田奈町 | 045-981-3650 | 8 | 身知精 | 社会福祉法人 あおばの実 | | |
| 67 | コーポYOU | 青葉区田奈町 | 045-532-4888 | 7 | 身知精 | | | |
| 68 | グリーンヒルA | 青葉区すみよし台 | 045-482-9682 | 8 | 身知精 | | | |
| 69 | ともがき横浜 みたけ台ユニット | 青葉区みたけ台 | 042-860-2801 | 10 | 身知精 | 株式会社 日本アメニティライフ 協会 | | |
| 70 | ともがき横浜 鴨志田ユニット | 青葉区鉄町 | | 10 | 身知精 | | | |
| 71 | ともがき横浜 桂台ユニット | 青葉区桂台 | | 10 | 身知精 | | | |
| 72 | キセキエコダ | 青葉区荻子田 | 045-512-6650 | 4 | 身知精 | 株式会社 キセキ | | |
| 73 | キセキルポ | 青葉区荻子田 | | 4 | 身知精 | | | |
| 74 | キセキオリーブ | 青葉区黒須田 | | 5 | 身知精 | | | |
| 75 | キセキ美しが丘 | 青葉区美しが丘 | | 5 | 身知精 | | | |
| 76 | キセキ田奈 | 青葉区田奈町 | | 5 | 身知精 | | | |
| 77 | キセキたちばな台 | 青葉区たちばな台 | | 5 | 身知精 | | | |
| 78 | キセキ大場町 | 青葉区大場町 | | 5 | 身知精 | | | |
| 79 | キセキフローラ | 青葉区大場町 | | 4 | 身知精 | | | |
| 80 | スカイ | 青葉区松風台 | | — | 6 | | 身知精 | 社会福祉法人 かたるべ会 |
| 81 | グループホーム ゆいりんく 荻田 | 青葉区荻田町 | | 045-511-8076 | 10 | | 身知精 | 株式会社 ゆい |

いちらん
グループホーム一覧

| No. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 対象者 | 運営法人 |
|-----|--------------------|--------------|--------------|----|-----|---------------------------|
| 82 | キュアケアつばさ 青葉 | 青葉区元石川町 | 045-900-8999 | 9 | 身知精 | 一般社団法人 ビジネスデザイン 研究所 |
| 83 | グループホーム 恩田あさひI | 青葉区恩田町 | 045-507-1657 | 5 | 身知精 | 社会福祉法人 ともにわ会 |
| 84 | グループホーム 恩田あさひII | | | 5 | 身知精 | |
| 85 | グループホーム あかね台あさひ | 青葉区あかね台 | 045-298-9982 | 6 | 身知精 | 社会福祉法人 ル・プリ |
| 86 | 青葉のあかり | 青葉区すみよし台 | 045-530-0510 | 5 | 身知精 | |
| 87 | 第2青葉のあかり | | | 5 | 身知精 | |
| 88 | アングンテ | 青葉区奈良町 | 045-962-6065 | 5 | 身知精 | 社会福祉法人 ル・プリ |
| 89 | 第2アングンテ | | | 5 | 身知精 | |
| 90 | れんと | | | 4 | 身知精 | |
| 91 | 第2れんと | 045-963-1036 | 045-986-0041 | 6 | 身知精 | 社会福祉法人 横浜共生会 |
| 92 | エーデルワイス | | | 5 | 身知精 | |
| 93 | オリオンの家 | 青葉区さつきが丘 | 045-931-9595 | 5 | 身知精 | 社会福祉法人 和枝福祉会 |
| 94 | 第2オリオンの家 | | | 5 | 身知精 | |
| 95 | シリウス | 青葉区しらとり台 | 045-931-9595 | 5 | 身知精 | 社会福祉法人 和枝福祉会 |
| 96 | 第2シリウス | | | 5 | 身知精 | |

地域で暮らす

住み慣れた地域で安心して暮らすために、障害福祉サービスを利用することができます。利用にあたっては、区福祉保健センター(P.4 1)や基幹相談支援センター(P.4 2)にご相談ください。

一人暮らし

一人で生活する中で不安や困りごとがある場合は、以下のサービスを利用することができます。

(1) 居宅介護(ホームヘルプ) ※障害支援区分: 必要

ヘルパーが自宅に訪問し、ご本人が一人でやるのが難しい家事を一緒にやる、又は代わりにやるサービスです。

(2) 自立生活援助事業 ※障害支援区分: 不要

一人暮らしをしている知的障害のある方、精神障害のある方(理解力や判断力の支援が必要な場合は、身体障害のある方も対象)を対象としたサービスです。支援員が定期的に自宅を訪問し、生活全般の相談(家事のやり方やお金の使い方、体調のことなど)や関係機関との連絡調整を行い、地域での生活を続けられるよう支援します。

また、自立生活援助事業と同じような役割を持つ事業として、横浜市障害者自立生活アシスタント事業があります。

グループホーム ※障害支援区分: 不要(必要な場合もあるので、詳細はご確認ください)

世話人などの支援者から必要に応じて支援を受けながら、少人数で一緒に暮らす住居です。入居までの流れとしては、まずは希望するグループホームの見学を行います。運営法人によっては、本人がそのグループホームに合うかどうか判断するために体験入居を行う場合もあります。その後、希望するグループホームへ申し込み、入居選考を経て利用契約を結び、入居開始となります。

空き状況など詳しい内容は、グループホームの運営法人へお問い合わせください。

障害者支援施設 ※障害支援区分: 必要

入所して生活の支援を受ける施設です。長期入所、短期入所などがあります。長期入所の対象者は、障害支援区分4以上の身体障害、知的障害、精神障害のある方(50歳以上の場合は区分3以上)です。

短期入所を利用する際は、障害支援区分1以上の認定が必要です。

療養介護 ※障害支援区分: 必要

医療的ケアと常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

対象者は、気管切開を伴う人工呼吸器を使用している障害支援区分6の方、筋ジストロフィーの患者、重症心身障害者は区分5以上など、区分と医療的ケアの状況で条件があります。

障害者支援施設

97 あおば 青葉メゾン



- 住所 〒227-0036 青葉区 奈良町 1757-3
- TEL/FAX TEL:045-962-8821 FAX:045-962-9847
- 運営主体 社会福祉法人 ル・プリ
- 活動時間 【施設入所支援】稼働日:365日
【生活介護】月~金 9:00~16:00 (月1回土曜開所日あり)
【自立生活アシスタント/自立生活援助】平日 9:00~17:00
【相談支援事業所 青葉メゾン】平日 9:00~17:00
- 相談時間
- 定員数 60人(施設入所)、40人(生活介護)
- 活動内容 【施設入所支援】18歳~60代の知的障害のある方が個室・ユニットでの生活を送っています。地域内の日中活動先との連携を綿密に行い生活全体を支えています。
【生活介護】身体機能維持活動や自立課題、各種運動活動、製パン等生産活動など、様々な年齢、障害者像、利用者や保護者のニーズに応じた活動を提供しています。
【自立生活アシスタント/自立生活援助】知的に障害があり、地域で単身等で生活をしている方の相談と支援を行っています。
【計画相談支援】障害福祉サービスなどを利用するために必要なサービス等利用計画の作成等を行っています。
- 交通アクセス こどもの国線「こどもの国駅」から徒歩20分
東急田園都市線「青葉駅」から東急バス118系統「奈良北団地」行き「奈良小学校前」下車 徒歩3分
小田急線「鶴川駅」から小田急バス7系統「奈良北団地」行き「奈良小学校前」下車 徒歩3分
- 送迎 無し
- ホームページ <https://le-pli.jp/facility/aoba-mezon/>



ひとことメッセージ

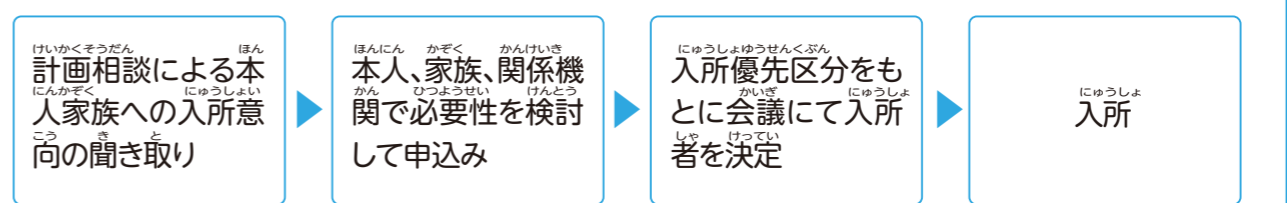
毎月1回土曜日に、利用者さんと一緒にいろいろな経験をする休日企画を行っています。普段の活動とは違った一面がみられます。相談関係では地域とのつながりを大切にしています。悩み・ご相談があればいつでもお気軽にお声かけください。



令和7年10月より、横浜市内の障害者入所施設の申し込み方法が変わりました!

● **障害者入所施設とは**
障害者の居住の場や食事、日常生活上の世話、介護を一体的に提供する施設です。日中のケアは日中活動支援の「生活介護」等として提供され、それ以外(夜間等)の支援全般は「施設入所支援」として提供されます。

● **申し込み方法の変更について**
これまででは障害者入所施設に空きが出た際に、その都度、申請者の中から入所対象者を決定して入所という流れでした。
令和7年10月からは、事前に申し込みを行った情報をもとに入所者を決定する方式に変更されました。具体的には、原則として計画相談を利用し、本人やご家族の希望に基づいて、計画相談が関係機関と連携しながら入所の必要性を検討し、横浜市へ申し込みを行います。横浜市では、提出された申込書類をもとに入所調整カンファレンスを開催し、本人の状態や世帯状況などを踏まえて入所優先区分を決定します。施設に空きが出た際、この入所優先区分に基づいて、入所者を選定します。この見直しにより、入所の必要性が高い方をより優先的に選考できる仕組みとなりました。



地域で自分らしく生活したい

地域で自分らしく生活したい

地域で暮らす

地域で暮らす